

## 令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の公表

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）が制定されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

地方公共団体（都道府県・市町村及び特別区）は、毎年度健全化判断比率（下記①～④）を、また公営企業会計においては資金不足比率（下記⑤）を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表することになっています。

健全化判断比率のうちいずれか1つでも基準以上であると、早期健全化又は財政再生に向けた計画等を、また資金不足比率は基準以上であると、経営健全化に向けた計画等を策定することが義務付けられます。

### 健全化判断比率と資金不足比率

#### ①実質赤字比率

（※1 一般会計等を対象とした実質赤字の※2 標準財政規模に対する比率）

#### ②連結実質赤字比率

（※3 全会計を対象とした実質赤字又は資金不足額の標準財政規模に対する比率）

#### ③実質公債費比率

（公債費及び公債費に準じた経費の割合を示す比率・4～6年度の3ヶ年平均）

#### ④将来負担比率

（地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）

#### ⑤資金不足比率

（公営企業会計の事業の規模に対する資金不足の比率）

※1 一般会計等・・・鋸南町においては、一般会計だけを指します。

※2 標準財政規模・・・地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模。（標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

※3 全会計・・・鋸南町においては、一般会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・水道事業会計・病院事業会計を指します。

令和6年度における鋸南町の健全化判断比率及び公営企業会計（水道・病院）の資金不足比率は以下のとおり、いずれも早期健全化基準又は経営健全化基準以下となりました。

| 健全化判断比率   | 令和6年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----------|-------|---------|--------|
| ①実質赤字比率   | —％    | 15.00％  | 20.00％ |
| ②連結実質赤字比率 | —％    | 20.00％  | 30.00％ |
| ③実質公債費比率  | 8.9％  | 25.0％   | 35.0％  |
| ④将来負担比率   | 7.3％  | 350.0％  | 基準なし   |

※①と②の比率「—％」は赤字が無いため、比率が無いという意味です。

| 資金不足比率    | 令和6年度 | 経営健全化基準 |
|-----------|-------|---------|
| 鋸南町水道事業会計 | —％    | 20.0％   |
| 鋸南町病院事業会計 | —％    | 20.0％   |

※「—％」は資金不足が無いため、比率が無いという意味です。

※この比率は令和7年第5回鋸南町議会定例会（9月2日開催）において、監査委員の意見を付し報告致しました。